

木造特記仕様書（電気・機械設備）					
IV 電気設備工事 1 共通仕様 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書(最新版)」、 「日本建築家協会建築設備工事共通仕様書」、電気設備標準図、電気設備技術基準、電力社内線規程、消防法、建築基準法、 その他の関係法令に基づき完全に施工のこと。 2 特記仕様 (1) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、の付いたものを適用する。 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※のついた場合は、ともに適用する。	2 電力方式 動力幹線 ・ 3Φ3W 200V 電灯幹線 ・ 1Φ3W 200/100V 電灯回路 ・ 1Φ2W (・ 200V ・ 100V)	2 一般共通事項 関係法令 本工事の適用条項は建築基準法、及び同施工令、消防法及び同施工令、その他関連法規に基づき入念に施工する事。 疑義 図面及び仕様書に内容の相違がある場合、明記のない場合、又は疑義を生じた場合には全て係員の指示によること。 監督員の承諾 施工者は、工事着手前に施工図を作成し、監督員の承諾を得ること。 申請手続 本工事の施工に必要な官公署への手続きは、請負者に於て延滞なく行い、書類などの写しを係員に提出する。 これに要する費用は請負者の負担とする。 工事変更 現場の納まり、取合い等の関係で材料の寸法、取付け位置又は、取付け工法を多少変更し、あるいは取付け員数を増減する等の軽微な変更は、係員の指示により行う。この場合請負金額の増減はしないものとする。 現場代理人の選出 本工事期間中は必ず専門技術者を現場代理人として工事監督の任に当たること。 提出書類 本工事の期間中の各種書類、工事工程表、竣工図及び写真、各種試験成績表、機器取扱説明書等、監督員の指示により提出のこと。			
	1 工事項目 1 電灯幹線工事 ・ 幹線単相3線式 200/100V ・ 分岐単相2線式 200/100V ・ 架空引込 ・ 地中引込 2 動力設備工事 3 照明コンセント工事 ・ 白熱電球 ・ 蛍光灯 ・ LED ・ コンセントプレート ・ スイッチプレート ・ 人感センサー ・ 非常照明 4 情報関連工事 ・ テレビインターホン ・ チャイム ・ 通話 ・ マルチメディアポート ・ マルチメディアコンセント ・ テレビアンテナブースター ・ BSアンテナ ・ 地上デジタルアンテナ ・ 有線放送 5 警報設備(火災警報設備 ・ 通報) ※ 火災警報器(・ 熱式 ・ 煙式) 6 配線配管工事 ・ 材料 7 誘導灯工事 8 ガス漏れ警報工事 9 床暖房設備工事(電気の場合のみ) ・ 方式()、配管 10 融雪工事(電気の場合のみ) ・ 方式() 11 ソーラー・風力発電工事 ・ 方式()	3 給排水衛生設備 1 給水 水源 ・ 上水道 ・ 井水 ・ 簡易水道 ・ その他 方式 ・ 直任 量水器 ・ 貸与品 親メーター ()A ()個 ・ 本工事 水道メーター ()A ()個 ・ 直読式 ・ 集中検針装置 ・ 埋設杭(鋼鉄製) ・ 埋設標示テープ(150W) 2 排水 系統 ・ 建物内汚水、雑排水(・ 分流 ・ 合流) ・ 放流先汚水、雑排水(・ 公共下水道 ・ 合併処理) 3 給湯 方式 ・ 中央式 ・ 局所式 ・ 併用方式 エネルギー ・ ガス ・ 油 ・ 電気 4 ガス 種別 ・ 都市ガス(発熱量 11,000 Kcal/m ³) ・ LPGガス(発熱量 12,000 Kcal/Kg) ・ その他 計量器 ・ 貸与品 親メーター()()個 ・ 本工事 子メーター()A ()個 ・ 集中検針装置 ・ ポンベ()Kg×()本立 ・ 単段減圧 ・ 2段減圧 5 消火器 設置 ・ 有(本) ・ 無 6 浄化槽 種別 ・ 単独浄化槽()人槽()式 7 融雪 エネルギー方式 ・ 井戸水 ・ 温水 ・ その他 方式 ・ 散水式(ノズル、散水管) ・ コイル式 制御 ・ 自動 ・ 手動			
2 一般共通事項 疑義 工事契約の前に質疑応答をもって確認すること。図面と仕様書が相違する場合、明記のない場合、 または疑義が生じた場合は監督員指示により施工のこと。 申請手続 諸官庁及び電力会社等への申請手続きは全て請負者が代行し、その費用は全額請負者の負担とする。 工事変更 本設計書に明記が無くても外見、構造及び技術上、当然必要と認められる工事は請負金額の範囲内において、 監督員に従い施工すること。 現場代理人の選出 本工事期間中は必ず専門技術者を現場代理人として工事監督の任に当たること。 提出書類 本工事の期間中の各種書類、工事工程表、竣工図及び写真、各種試験成績表、 機器取扱説明書等、監督員の指示により提出のこと。	5 照明器具設備工事 器具は設計図書記載の姿図に基き、承認を得た後、製作及び取り付け等を行うものとする。 蛍光灯照明器具 ・ FL-40W以上は高力率型とし、点灯方式はラビットスタート方式とする。 ・ FL-30W以下は低力率型とし、点灯方式はグロースタート方式とする。 非常照明 ・ 電池内蔵 ・ 電源別置 6 電話設備工事 配管路 ・ 金属管 ・ PF管 ・ フロアダクト 端子盤 端子取付用木板は18mm以上とする。 接地 接地は交換機用及び保安器用の一切を施行するものとする。 7 インターホン設備工事 設備系統 ・ 親子式 ・ 相互式 8 テレビ共聴設備工事 (i)各端子TVセットにおける電界強度は70dB以上とする。 (ii)アンテナ予定位置ならびに近隣の電界強度等を測定し、データを提出する。 又、系統におけるレベルダイヤグラムを提供する。 アンテナ ・ 自立型 ・ 側壁取付型 ・ その他 9 屋外電気設備工事 外灯 ・ 屋外幹線 ・ 屋外弱電 保護管 ・ トラフ ・ ヒューム管 ・ 可とう管 ・ 可とう性樹脂管 ・ 塩化ビニール管 ・ ポリエチレンライニング鋼管 ハンドホール ・ 現場打設 ・ 市販品 ・ 耐重防水蓋 ・ 水抜付				
3 工事範囲 1 スリ ー ブ ・ 建築 ・ 電気 ・ 衛生 ・ 空調 ・ 別途 2 器 具 下 地 ・ 建築 ・ 電気 ・ 衛生 ・ 空調 ・ 別途 3 点 検 口 ・ 建築 ・ 電気 ・ 衛生 ・ 空調 ・ 別途 4 電 力 引 込 ・ 建築 ・ 電気 ・ 衛生 ・ 空調 ・ 別途 5 電 波 障 害 対 策 ・ 建築 ・ 電気 ・ 衛生 ・ 空調 ・ 別途 ※ 事前調査 6 別 途 器 具 類 の 接 続 ・ 建築 ・ 電気 ・ 衛生 ・ 空調 ・ 別途 7 換 気 扇 ・ 建築 ・ 電気 ・ 衛生 ・ 空調 ・ 別途 ・ 一般換気 ・ 24時間換気(・ 第一種 ・ 第二種 ・ 第三種)	V 機械設備工事 1 共通仕様 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事共通仕様書(最新版)」、 「同標準図」による。 2 特記仕様 (1) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、の付いたものを適用する。 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 印と※のついた場合は、ともに適用する。 ○ ○ ○				
4 配管配線 1 特記なき電線は600Vビニール絶縁電線とする。 2 木造用間仕切及び2重天井部分はFケーブル配線とする。 3 コンセント回路は全て2.0mm×2(16)とする。但し接地付き回路は3線引きとし1線接地とする。 4 電灯回路は分電盤より第1ボックスまで2.0×2Cとし以降は1.6mmとする。 5 入線には標準の色分け配線とする。 6 電線相互の接続は、圧着端子を使用する。 7 管の埋め込み、又は貫通は監督員の指示に従い建造物の構造及び強度に支障のないように行う。 8 湿度の多い場所に施設する配管は防湿処置を施す。 9 ボックス廻りの金属管はボンドをとる。 10 空配管にはビニール被覆鉄線(心線径1.2mm)を入れる。 11 露出管路の塗装は指定色ペンキ塗りをする。 12 コンクリートに打込む位置ボックス、プルボックス等の内面は絶縁性錆止め塗装を施す。	1 衛生器具設備工事 2 給水設備工事 配管材料(・ FEP(水道用ポリエチレン管) ・ ・ 保温材()) 3 排水通気設備工事 配管材料(・ VP ・ VU(硬質塩化ビニール管) ・ ・ フード(ベントキャップ) ・ 通気管) 4 給湯設備工事 配管材料(・ HTVPIは耐熱性硬質塩化ビニール管) (・ HTLPIは耐熱性塩ビライニング鋼管) 給湯方式(・ GAS ・ 灯油 ・ 電気 ・ エコ給湯) 保温材(・ 保温筒 ・ 、外部: ・ 保温筒+保護) 5 ガス設備工事 配管材料(・) 6 汚水処理設備工事 建物内汚水・雑排水(・ 分流 ・ 合流) 放流先汚水・雑排水(・ 公共下水道 ・ 合併処理 ・ 浄化槽) 配管材料(・ VP ・ VU(硬質塩化ビニール管) ・) 7 融雪設備工事 ・ 方式() 8 冷暖房設備工事 ・ 方式() 保温材(・ 保温筒 ・ 保温 ・) 9 床暖房設備工事 ・ 方式() 配管材料(・) 10 換気設備工事 11 鑿井工事				
5 工事概要 1 引 込 1-1 電圧・引込方式 ・ 低圧 ・ 高圧 ・ 架空 ・ 地中 ・ 架空及び地中 1-2 引 込 柱 ・ 電力会社より直接引込 ・ 本工事にて構内引込柱建柱 1-3 電力引込負担金 ・ 本工事 ・ 別途					
木造(軸組工法)特記仕様書—5				2012.4 初版第一刷発行 社団法人 石川県建築士事務所協会 特記仕様書作成委員会版	